

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

〔令和元年〇月〇日〕
閣議決定案

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針として本基本方針を定める。

1 アイヌ施策の意義及び目標

(1) アイヌ施策の意義

- ・ アイヌ施策に関しては、これまでもアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年法律第 52 号）に基づく施策等を推進してきたところであるが、今後は、アイヌの人々が抱える課題の解決を図るためには、従来のアイヌ文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することが重要である。
- ・ また、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるという認識の下、アイヌの人々の自主性を尊重し、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成 19 年）における関連条項を参照しつつ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、施策を推進することが重要である。
- ・ 法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとし、市町村によるアイヌ施策推進の取組について、アイヌの人々の要望等が十分に反映されるよう、適切な指導を行う必要がある。
- ・ 衆議院及び参議院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成 20 年 6 月 6 日）でも述べられているように、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、我々は厳粛に受け止めなければならない。
- ・ アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、全国的な視点に立って、アイヌ施策を進めていく必要がある。

(2) アイヌ施策の目標

- ・ 政府は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性

を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標とする。

- ・ 都道府県は、地域ごとにアイヌ施策に関する状況が異なることに留意した上で、各都道府県において適切な目標設定を行うこととする。

2 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

(1) アイヌ施策の総合的かつ効果的な実施

- ・ これまでの施策に加え、アイヌ文化の振興等のための環境を整備し、アイヌの人々の自立を最大限支援するため、法律上の特例措置やノウハウの提供等を通じて、市町村における地域振興、産業振興、観光振興、国際・国内交流事業の推進、環境の保全の推進などの施策を総合的かつ効果的に実施する。
- ・ 政府は、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。

(2) 人権に関する事項について

- ・ アイヌの人々に対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、法第4条においても、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めている。
- ・ 差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進、民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）において、来場者にアイヌの衣食住、舞踊、工芸等を体験してもらうことを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力について国民の理解を深めるとともに、人権等に関する相談窓口について、市町村等の関係機関を通じた広報を行うなどの措置を講ずる。

(3) 国、地方公共団体及び指定法人の連携

- ・ アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、法第5条に定める責務を果たすことが重要である。
- ・ 法律上の特例措置である国有林野における共用林野の設定や漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）による許可についての配慮については、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努める。
- ・ 指定法人（法第20条第1項の規定に基づき国土交通大臣及び文部科学大臣の指定を受けた者をいう。以下同じ。）においても、法第21条に定める業務を適切に実施することが求められる。このため、国、地方公共団体及び指定法人はアイヌ施

策を推進するに当たり、情報提供などの密接な連携を図る。

3 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

(1) ウポポイの役割等

- ・ ウポポイは、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う。
- ・ ウポポイは、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に先立ち、令和2年4月24日に一般公開し、年間来場者数100万人を目指すものとする。このため、ウポポイへの誘客促進に向けた広報活動やアクセスの改善、コンテンツの充実等を図る。
- ・ また、先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が過去に発掘及び収集され、現在、全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等についてはウポポイに集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担うこととし、遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）においては、管理する遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。

(2) ウポポイの管理に関する基本的な事項

① ウポポイを構成する施設等

- ・ ウポポイは、次に掲げる区域及び施設で構成する。
 - イ アイヌ文化の復興の中核となる国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園（国が設置する公共空地をいう。以下同じ。）を設置する区域（以下「中核区域」という。）（中核区域は、北海道白老郡白老町若草町（ポロト湖畔周辺地域）に設定する。）
 - ロ 慰霊施設（慰霊施設は、北海道白老郡白老町字白老に整備する。）
 - ハ 国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園及び慰霊施設を管理するための施設
その他これらの施設の効用を全うする施設
- ・ 地方公共団体は、中核区域と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図る関連区域を設定することができる。

② ウポポイを構成する施設等の管理

- ・ ウポポイの中核区域及び慰霊施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、指定法人とする。指定法人は、アイヌの人々の主体的参画を確保しつつ、法第9条第1項の規定に基づき、ウポポイの管理業務を行い、国土交通大臣及び文部科学大臣は、適切な運営が図られるよう指定法人に対する適切な指揮監督を行う。

③ アイヌ文化の復興等に向けたネットワークの構築等

- ・ アイヌ文化の復興、国民理解の促進等に際しては、ナショナルセンターとしてのウポポイの取組と、各地域におけるアイヌ文化の伝承、人材育成等に関する取組や、地方公共団体、経済界等による地域振興、観光振興等の取組との連携を併せて推進することにより相乗効果を高めていくことが極めて重要である。
- ・ アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域とウポポイとの連携を図り、それらを核としたアイヌ文化復興等に関する取組の全国的な拡大とネットワーク化に取り組む。

4 アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定基準

アイヌ施策推進地域計画（以下「計画」という。）の認定基準は、法第10条第9項各号による。具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 1の「アイヌ施策の意義及び目標」に適合しており、かつ、(3)の「計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていること。
- ② 1の「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業が記載されていること。
なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている場合は、これを認定しない。
- ③ アイヌ施策の推進を図るために行う事業について、
 - イ 事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
 - ロ 事業の実施スケジュールが明確であること。

(2) 計画の作成の提案

- ・ アイヌ施策の推進に資する事業を行おうとする者は、市町村に対して、計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に則して、当該提案に係る計画の素案を作成して、これを提示することとする。
- ・ また、当該提案を受けた市町村は、当該提案に基づき計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することとする。

(3) 計画の認定手続

① 計画の認定申請に当たっての手續

イ 計画の認定申請の受付時期

計画の認定申請に関する具体的なスケジュールは内閣府が別に定め、公表する。

ロ 計画の認定申請を行う主体

市町村は、単独で又は共同して、計画の認定を申請することができるものとする。

② 計画の認定申請に当たっての留意事項

イ 都道府県については、広域的な観点から自主的に施策を推進しつつ、必要に応じて市町村を支援する役割が期待される。そのため、市町村は、計画を作成する際には、法第 8 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事が定めるよう努めることとされている都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下「都道府県方針」という。）が定められているときは、法第 10 条第 1 項の規定に基づき当該都道府県方針を勘案することとする。

ロ 市町村が計画を作成する際には、法第 15 条第 1 項に定める交付金がアイヌ文化の振興等に資する環境の整備及びアイヌの人々が抱える課題の解決のため有効に活用されるよう、アイヌの人々の要望等を反映するよう努めることとする。

③ 計画の記載事項

- ・ 計画の記載事項は、法第 10 条第 2 項及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則(令和元年内閣府令第 4 号)に定めるとおりとする。

④ 国の関係行政機関の長の同意等

- ・ 内閣総理大臣は、認定の申請があった計画に、国有林野における共用林野の設定、漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮又は商標法(昭和 34 年法律第 127 号)の特例に関する事項が記載されている場合には、計画の認定(その変更を含む。以下同じ。)に際し、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。
- ・ 関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。
- ・ 関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該計画の認定の判断を行うに当たって、当該計画を作成した市町村及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。
- ・ 関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

⑤ 計画の認定

- ・ 内閣総理大臣は、④の関係行政機関の長の同意を得て、法第 10 条第 9 項の規定により、計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。
- ・ 計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該市町村に通知するものとする。
- ・ 法第 10 条第 10 項の規定により、内閣総理大臣は計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができることとなっている。必要と認める場合とは、計画の認定に際して、アイヌ政策推進本部の総合的な調整を必要とする場合である。
- ・ 法第 10 条第 11 項の規定により、内閣総理大臣は計画の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係る計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、計画の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができることとする。
- ・ (4)に定める特例措置を活用して行う事業が記載されている計画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。
- ・ また、当該計画について、法第 14 条の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第 14 条の規定に基づき取消しを行う。
- ・ 認定を受けた計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、市町村のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい。

(4) 計画の認定制度に基づく法律上の特例措置

① 交付金の交付

- ・ 法第 15 条第 1 項の規定により、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）

に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- ② 国有林野における共用林野の設定
 - ・ 内容については、別表第1のとおりとする。
- ③ 漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮
 - ・ 内容については、別表第2のとおりとする。
- ④ 商標法の特例
 - ・ 内容については、別表第3のとおりとする。
- ⑤ 地方債の特例
 - ・ 認定計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定を受けた市町村の財政状況が許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(5) 認定計画の進捗状況の把握及び効果の検証

- ・ 地域のアイヌ施策の推進に当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確な PDCA サイクルの下に、その施策効果を的確に検証し、改善等を行うことが重要である。
- ・ 市町村は、計画期間中に、認定計画に掲げた取組の着実な実施を通じてアイヌ施策が推進されるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。
その結果、認定計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。
- ・ 内閣総理大臣は、計画の認定を受けた市町村に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

5 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

- ・ アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ることとする。
- ・ 法の施行後、法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずることとする。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえることとする。
- ・ 我が国のアイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意する。

附 則

「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」（平成 26 年 6 月 13 日閣議決定）は、廃止する。

別表第1：国有林野における共用林野の設定の内容

項目名	国有林野における共用林野の設定
特例の内容	<p>市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野において採取する事業を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、農林水産大臣は、契約により、国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。</p> <p>また、共用林野の設定に当たっては、以下に留意が必要である。</p> <p>ア 採取できる場所及び林産物</p> <p>① 共用林野を設定できる国有林野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等において、林産物の採取に係る規制が存しないこと。 ・他の権利が設定されていないこと。 <p>② 採取の対象となる林産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用林野契約により採取できる林産物の種類、数量及び採取方法は、国土保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等を目標とする国有林野の経営と調整ができる範囲に限られること。 ・原則として、国が植栽し育成を行っている人工林木及び木材として一般的な需要がある樹種、品質の立木については採取の対象とならないこと。 <p>イ 共用林野契約</p> <p>共用林野契約は、認定計画の記載事項に沿って、国有林野の資源状況、地域管理経営計画等と調整した上で締結するものであることから、当該国有林野を管轄する森林管理署長等と事前に調整を図る必要があること。</p>
認定の要件	<p>事業の内容が、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。</p> <p>特例の内容の欄のア及びイに基づいた事業実施が見込まれること。</p>

別表第2：漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮の内容

項目名	漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮
特例の内容	<p>市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕する事業（以下「内水面さけ採捕事業」という。）を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該内水面さけ採捕事業の実施のため採捕の許可を求められた都道府県知事等は、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮を行うものとする。</p>
認定の要件	<p>事業の内容が、儀式等の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕するものであり、かつ、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。</p> <p>漁業法及び水産資源保護法に基づき、都道府県知事が定める規則等を遵守した事業の実施が見込まれること。</p>

別表第3：商標法の特例の内容

項目名	商標法の特例
特例の内容	<p>市町村がアイヌ施策推進地域計画として定めた商品等需要開拓事業について、同計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、特許庁長官は、認定計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録については、登録料又は商標登録出願の手数料を軽減し、又は免除することができるものとする。</p>
認定の要件	<p>市町村における地域の名称又は略称を含む商標の使用をし、又は使用すると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であること。</p> <p>商品等需要開拓事業が、アイヌ施策の推進に必要な観光の振興その他の産業の振興に資する事業であること。</p>